

福井県報

号外第 91 号
令 和 7 年
12月25日(木)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

規 則

※福井県技能労務職の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（56・人事課）	2
※住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（57・市町協働課）	6
※福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（58・経営改革課）	7

訓 令

※知事の事務部局の職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令（23・人事課）	9
---	---

教育委員会訓令

※福井県教育委員会事務局職員等および公立学校教職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令（3・教職員課）	10
---	----

人事委員会規則

※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（35）	11
---	----

規則

福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月25日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

福井県規則第56号

福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和32年福井県規則第32号）の一部を次のように改正する。別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
		号給	給料月額	給料月額
	1	198,200	240,400	260,400
	2	199,900	241,200	261,300
	3	201,600	242,000	262,200
	4	203,300	242,700	263,100
	5	205,000	243,400	264,100
	6	206,700	244,100	265,000
	7	208,300	244,900	266,000
	8	209,900	245,600	266,900
	9	211,500	246,400	267,800
	10	213,000	247,100	268,600
	11	214,500	247,800	269,300
	12	215,900	248,400	269,700
	13	217,300	249,100	270,300
	14	218,800	249,500	270,700
	15	220,300	250,000	271,100
	16	221,800	250,400	271,500
	17	223,200	250,900	271,900
	18	224,600	251,300	272,400
	19	226,000	251,800	272,900
	20	227,400	252,200	273,500
	21	228,800	252,500	274,200
	22	229,800	252,800	274,800
	23	230,900	253,100	275,400
	24	232,000	253,400	276,200
	25	233,000	253,900	277,000
	26	233,800	254,400	277,700
	27	234,700	254,800	278,200
	28	235,500	255,300	278,900
	29	236,400	255,800	279,700
	30	237,200	256,300	280,400
	31	238,000	256,700	281,100
	32	238,800	257,100	281,700
	33	239,600	257,400	282,400
	34	240,100	257,900	283,100
	35	240,600	258,400	283,800
	36	241,100	258,800	284,400

定年前	37	241,700	259,200	285,000
再任用	38	242,200	259,700	285,700
短時間	39	242,700	260,100	286,300
勤務職	40	243,200	260,500	286,800
員以外	41	243,700	260,900	287,200
の職員	42	244,000	261,300	287,700
	43	244,300	261,800	288,100
	44	244,700	262,100	288,500
	45	245,100	262,400	289,000
	46	245,500	262,800	289,500
	47	245,900	263,200	290,000
	48	246,300	263,500	290,300
	49	246,600	263,900	290,700
	50	246,900	264,300	291,100
	51	247,200	264,600	291,500
	52	247,500	264,900	292,000
	53	247,700	265,300	292,300
	54	248,000	265,600	292,700
	55	248,300	265,900	293,200
	56	248,600	266,300	293,700
	57	248,800	266,600	294,100
	58	249,100	266,900	294,700
	59	249,400	267,200	295,200
	60	249,600	267,500	295,800
	61	249,800	267,800	296,400
	62	250,100	268,100	296,900
	63	250,400	268,400	297,500
	64	250,600	268,700	298,000
	65	250,800	268,900	298,500
	66	251,100	269,200	299,000
	67	251,400	269,500	299,500
	68	251,600	269,700	300,000
	69	251,800	269,900	300,400
	70	252,100	270,200	300,800
	71	252,400	270,500	301,200
	72	252,600	270,700	301,600
	73	252,800	270,900	302,000
	74	253,100	271,200	302,300
	75	253,400	271,500	302,700
	76	253,600	271,700	303,100
	77	253,800	271,900	303,500
	78	254,100	272,200	303,900
	79	254,400	272,500	304,300
	80	254,600	272,700	304,700
	81	254,800	272,900	305,000
	82	255,100	273,200	305,500
	83	255,300	273,500	305,900

84	255,600	273,700	306,400		131		285,400
85	255,800	273,900	306,700		132		285,700
86	256,000	274,100	307,200		133		285,900
87	256,300	274,400	307,700		134		286,100
88	256,600	274,700	308,000		135		286,400
89	256,800	274,900	308,400		136		286,700
90	257,100	275,100	308,900		137		286,900
91	257,400	275,400	309,400				
92	257,600	275,600	309,900				
93	257,800	275,900	310,200				
94	258,100	276,200	310,600				
95	258,400	276,500	311,000				
96	258,600	276,700	311,500				
97	258,800	276,900	311,900				
98	259,100	277,200	312,300				
99	259,400	277,400	312,600				
100	259,600	277,700	312,900				
101	259,800	277,900	313,200				
102	260,100	278,100	313,600				
103	260,400	278,400	313,900				
104	260,600	278,700	314,300				
105	260,800	278,900	314,600				
106		279,100	315,000				
107		279,400	315,400				
108		279,600	315,600				
109		279,900	315,800				
110		280,200	316,100				
111		280,500	316,400				
112		280,700	316,600				
113		280,900	316,800				
114		281,200	317,100				
115		281,400	317,400				
116		281,600	317,600				
117		281,900	317,800				
118		282,200	318,100				
119		282,500	318,400				
120		282,700	318,600				
121		282,900	318,800				
122		283,100	319,100				
123		283,400	319,400				
124		283,700	319,600				
125		283,900	319,800				
126		284,100	320,100				
127		284,400	320,400				
128		284,700	320,600				
129		284,900	320,800				
130		285,100					

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 この規則による改正前の福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて令和7年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月25日

福井県知事職務代理人 福井県副知事 中村 保博

福井県規則第57号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年福井県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
1 (略)	1～4 (略)	1 (略)	1～4 (略)
2 (略)	(略)	<u>3 条例別表第1の 3の項の規則で定 める事務</u>	<u>1 採石法 (昭和25年法律第291号) 第32条 の登録の申請の受理、その申請に係る事実につ いての審査またはその申請に対する応答</u> <u>2 採石法第32条の7第1項の届出の受理または その届出に係る事実についての審査</u>
<u>3 条例別表第1の 3の項の規則で定 める事務</u>	1～3 (略)	<u>4 条例別表第1の 4の項の規則で定 める事務</u>	<u>1 砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第3条 の登録の申請の受理、その申請に係る事実につ いての審査またはその申請に対する応答</u> <u>2 砂利採取法第9条第1項の届出の受理またはそ の届出に係る事実についての審査</u>
<u>4 条例別表第1の 4の項の規則で定 める事務</u>	1・2 (略)	<u>5 条例別表第1の 5の項の規則で定 める事務</u>	1～3 (略)
<u>5 条例別表第1の 5の項の規則で定 める事務</u>	1～3 (略)	<u>6 条例別表第1の 6の項の規則で定 める事務</u>	1・2 (略)
<u>6 条例別表第1の 6の項の規則で定 める事務</u>	1・2 (略)	<u>7 条例別表第1の 7の項の規則で定 める事務</u>	1～3 (略)
<u>7 条例別表第1の 7の項の規則で定 める事務</u>	1～3 (略)	<u>8 条例別表第1の 8の項の規則で定 める事務</u>	1・2 (略)
<u>8 条例別表第1の 8の項の規則で定 める事務</u>	(略)	<u>9 条例別表第1の 9の項の規則で定 める事務</u>	1～3 (略)
		<u>10 条例別表第1</u>	(略)

<u>8</u> の項の規則で定める事務	
<u>9</u> 条例別表第1の <u>9</u> の項の規則で定める事務	(略)

別表第2 (第2条の2関係)

1 (略)	(略)
<u>2</u> (略)	(略)

<u>の</u> <u>10</u> の項の規則で定める事務	
<u>11</u> 条例別表第1の <u>11</u> の項の規則で定める事務	(略)

別表第2 (第2条の2関係)

1 (略)	(略)
<u>2</u> 条例別表第2監査委員の項の規則で定める事務	地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答
<u>3</u> (略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月25日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

福井県規則第58号

福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

福井県中小企業高度化資金貸付規則(昭和43年福井県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
対象事業の種類	対象事業の内容	貸付けの相手方	貸付対象施設	対象事業の種類	対象事業の内容	貸付けの相手方	貸付対象施設
1 (略)	(略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)	(略)
2 <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u>	政令第3条第1項第1号口に基づく省令第27条の基準に適合する事業であって、知事が別に定める基準に適合するもの	<u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> を行う次に掲げる者 (1) <u>受託中小振興計画承</u>	<u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> の用に供する土地、建物、構築物または設備	2 <u>下請振興事業計画承認グループ事業</u>	政令第3条第1項第1号口に基づく省令第27条の基準に適合する事業であって、知事が別に定める基準に適合するもの	<u>下請振興事業計画承認グループ事業</u> を行う次に掲げる者 (1) <u>下請振興事業計画承</u>	<u>下請振興事業計画承認グループ事業</u> の用に供する土地、建物、構築物または設備

			認グループ 事業を実施 する1の代 表者 (2) 受託中小 振興計画承 認グループ 事業を実施 するすべて の者の連名 によるもの (3) 受託中小 振興計画承 認グループ 事業を実施 するそれぞ れの者				認グループ 事業を実施 する1の代 表者 (2) 下請振興 事業計画承 認グループ 事業を実施 するすべて の者の連名 によるもの (3) 下請振興 事業計画承 認グループ 事業を実施 するそれぞ れの者	
2の 2～ 14	(略)	(略)	(略)	(略)		2の 2～ 14	(略)	(略)

別表第3 (第2条関係)

	要件	利率 (年利)
1～ 13	(略)	無利子
14	別表第1の2の項、3の項から7の項までまたは 9の項に掲げる事業のうち、 <u>受託中小企業振興法</u> (昭和45年法律第145号) 第7条第2項に規 定する承認計画に基づき実施する事業に係る資金 の貸付けであって、当該事業に参加する事業者の うち70パーセント以上が承認計画に記載された 中小企業者であるもの	
15・ 16	(略)	
17	(略)	(略)

別表第3 (第2条関係)

	要件	利率 (年利)
1～ 13	(略)	無利子
14	別表第1の2の項、3の項から7の項までまたは 9の項に掲げる事業のうち、 <u>下請中小企業振興法</u> (昭和45年法律第145号) 第7条第2項に規 定する承認計画に基づき実施する事業に係る資金 の貸付けであって、当該事業に参加する事業者の うち70パーセント以上が承認計画に記載された 中小企業者であるもの	
15・ 16	(略)	
17	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

訓 令

福井県訓令第23号

府中一般
各出先機関

知事の事務部局の職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月25日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

知事の事務部局の職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

知事の事務部局の職員の宿日直手当支給規程（昭和29年福井県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第2条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、その勤務1回につき、当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年福井県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。）第7条第1項第1号に規定する勤務 <u>4,700円</u></p> <p>(2) 規則第7条第1項第2号イおよびオに規定する勤務 <u>7,700円</u></p> <p>(3) 規則第7条第1項第2号ウおよびカに規定する勤務 <u>5,600円</u></p> <p>(4) 規則第7条第1項第2号エに規定する勤務 <u>2万2,500円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第2条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、その勤務1回につき、当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年福井県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。）第7条第1項第1号に規定する勤務 <u>4,400円</u></p> <p>(2) 規則第7条第1項第2号イおよびオに規定する勤務 <u>7,400円</u></p> <p>(3) 規則第7条第1項第2号ウおよびカに規定する勤務 <u>5,300円</u></p> <p>(4) 規則第7条第1項第2号エに規定する勤務 <u>2万1,000円</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この訓令は、令和7年12月25日から施行し、改正後の知事の事務部局の職員の宿日直手当支給規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。

教育委員会訓令

福井県教育委員会訓令第3号

序中一般

各出先機関

各教育機関

福井県教育委員会事務局職員等および公立学校教職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月25日

福井県教育委員会

福井県教育委員会事務局職員等および公立学校教職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

福井県教育委員会事務局職員等および公立学校教職員の宿日直手当支給規程（昭和38年福井県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(宿日直手当の額)	(宿日直手当の額)
第2条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、その勤務1回につき、当該各号に定める額（勤務が行われる時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日またはこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。	第2条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、その勤務1回につき、当該各号に定める額（勤務が行われる時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日またはこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
(1) 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年福井県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。）第7条第1項第1号に規定する勤務 <u>4,700円</u>	(1) 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年福井県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。）第7条第1項第1号に規定する勤務 <u>4,400円</u>
(2) 規則第7条第1項第2号のイに規定する勤務 <u>6,400円</u>	(2) 規則第7条第1項第2号のイに規定する勤務 <u>6,100円</u>
(3) 規則第7条第1項第2号のウに規定する勤務 <u>5,600円</u>	(3) 規則第7条第1項第2号のウに規定する勤務 <u>5,300円</u>
(4) 規則第7条第1項第2号のオに規定する勤務 <u>7,700円</u>	(4) 規則第7条第1項第2号のオに規定する勤務 <u>7,400円</u>

附 則

この訓令は、令和7年12月25日から施行し、改正後の福井県教育委員会事務局職員等および公立学校教職員の宿日直手当支給規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月25日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第35号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和32年福井県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の支給)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2~9 (略)</p> <p>10 成績率は、<u>6月に支給する場合には100分の315</u>（特定幹部職員にあっては100分の375、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては100分の100（特定幹部職員にあっては100分の120）、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては100分の262.5）以下、<u>12月に支給する場合には100分の322.5</u>（特定幹部職員にあっては100分の382.5、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては100分の105（特定幹部職員にあっては100分の125）、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては100分の270）以下の範囲内で任命権者が定めるものとする。</p> <p>11 (略)</p>	<p>(勤勉手当の支給)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2~9 (略)</p> <p>10 成績率は、100分の315（特定幹部職員にあっては100分の375、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては100分の100（特定幹部職員にあっては100分の120）、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては100分の262.5）以下、<u>12月に支給する場合には100分の322.5</u>（特定幹部職員にあっては100分の382.5、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては100分の105（特定幹部職員にあっては100分の125）、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては100分の270）以下の範囲内で任命権者が定めるものとする。</p> <p>11 (略)</p>

(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和31年福井県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当の支給)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 条例第29条第2項に規定する人事委員会が職員の職務の級を考慮して定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第29条第2項第1号に掲げる職員 次に掲げる職務の級（給与条例</p>	<p>(高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当の支給)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 条例第29条第2項に規定する人事委員会が職員の職務の級を考慮して定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第29条第2項第1号に掲げる職員 次に掲げる職務の級（給与条例</p>

第3条第1項第3号イに規定する教育職給料表（1）の職務の級をいう。以下この項、次条および第28条第4項において同じ。）の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア～エ（略）

（2）（略）

（夜間中学業務手当の支給）

第25条の2 条例第29条の2第2項に規定する人事委員会が職員の職務の級を考慮して定める額は、次に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ次に定める額とする。

- （1）1級 670円
- （2）2級 900円
- （3）3級 620円
- （4）4級 710円

（へき地学校等に勤務する職員の手当等の支給）

第26条（略）

2～6（略）

第27条 削除

（教員特殊業務に従事する職員の手当の支給額）

第30条 条例第34条第2項第1号に規定する人事委員会が業務の区分に応じて心身に負担を与える程度を考慮して定める額は、次の各号に掲げる業務の区

第3条第1項第3号イに規定する教育職給料表（1）の職務の級をいう。以下この項および第28条第4項において同じ。）の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア～エ（略）

（2）（略）

（へき地学校等に勤務する職員の手当等の支給）

第26条（略）

2～6（略）

7 紹与条例第10条の2または附則第17項の規定による地域手当が支給される地域に所在するへき地学校等またはへき地学校等に準ずる学校等に勤務する職員には、地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

（多学年の学級を担当する職員の手当の支給）

第27条 条例第31条第1項の人事委員会の定める教員は、教頭、教諭、助教諭および講師のうち次の各号のいずれにも該当しない教員とする。

- （1）2以上の学年の児童または生徒で編成されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者
- （2）2以上の学年の児童または生徒で編成されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

2 条例第31条第2項に規定する人事委員会が学級の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる授業または指導の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）3の学年の児童または生徒で編成されている学級における授業または指導 350円
- （2）2の学年の児童または生徒で編成されている学級における授業または指導 290円

（教員特殊業務に従事する職員の手当の支給額）

第30条 条例第34条第2項第1号に規定する人事委員会が業務の区分に応じて心身に負担を与える程度を考慮して定める額は、次の各号に掲げる業務の区

分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 条例第34条第1項第1号イに掲げる業務 8,000円

(3) 条例第34条第1項第1号ウに掲げる業務 8,000円

(4)～(6) (略)

2 (略)

(支給額の調整)

第36条 (略)

2 (略)

3 給与条例第8条の規定により管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職手当受給職員」という。）には、次に掲げる手当は支給しない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

4～7 (略)

分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 条例第34条第1項第1号イに掲げる業務 7,500円

(3) 条例第34条第1項第1号ウに掲げる業務 7,500円

(4)～(6) (略)

2 (略)

(支給額の調整)

第36条 (略)

2 (略)

3 給与条例第8条の規定により管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職手当受給職員」という。）には、次に掲げる手当は支給しない。

(1)～(4) (略)

(5) 多学年の学級を担当する職員の手当

(6) (略)

4～7 (略)

（初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正）

第3条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年福井県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表

期間の区分 職員の区分	2項職員	3項職員
1年未満	36,500	39,200
1年以上2年未満	36,500	36,400
2年以上3年未満	36,500	33,600
3年以上4年未満	36,500	30,800
4年以上5年未満	36,500	28,000
5年以上6年未満	36,500	25,200
6年以上7年未満	35,200	22,400
7年以上8年未満	34,000	19,600
8年以上9年未満	32,700	16,800
9年以上10年未満	31,400	14,000
10年以上11年未満	30,200	11,200
11年以上12年未満	28,900	8,400
12年以上13年未満	27,700	5,600
13年以上14年未満	26,400	2,800
14年以上15年未満	25,400	1,400
15年以上16年未満	24,400	
16年以上17年未満	23,500	
17年以上18年未満	22,500	
18年以上19年未満	21,500	
19年以上20年未満	20,500	
20年以上21年未満	19,500	
21年以上22年未満	19,100	
22年以上23年未満	18,700	
23年以上24年未満	18,000	
24年以上25年未満	17,600	
25年以上26年未満	17,200	
26年以上27年未満	16,700	
27年以上28年未満	16,300	
28年以上29年未満	15,800	
29年以上30年未満	15,500	
30年以上31年未満	15,300	
31年以上32年未満	14,800	
32年以上33年未満	14,200	
33年以上34年未満	13,600	
34年以上35年未満	13,100	

備考

- 期間の区分欄に掲げる期間は、採用の日または第4条各号に掲げる職員となった日以後の期間を示す。
- 「2項職員」とは第2条第2項に規定する職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項に規定する職を占める職員をいう。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

期間の区分 職員の区分	1項職員		2項職員	3項職員
	1種	2種		
1年未満	371,300	310,800	52,100	56,000
1年以上2年未満	371,300	310,800	52,100	52,000
2年以上3年未満	371,300	310,800	52,100	48,000
3年以上4年未満	371,300	310,800	52,100	44,000
4年以上5年未満	371,300	310,800	52,100	40,000
5年以上6年未満	371,300	310,800	52,100	36,000
6年以上7年未満	371,300	310,800	50,300	32,000
7年以上8年未満	371,300	310,800	48,500	28,000
8年以上9年未満	371,300	310,800	46,700	24,000
9年以上10年未満	371,300	310,800	44,900	20,000
10年以上11年未満	371,300	310,800	43,100	16,000
11年以上12年未満	371,300	310,800	41,300	12,000
12年以上13年未満	371,300	310,800	39,500	8,000
13年以上14年未満	371,300	310,800	37,700	4,000
14年以上15年未満	371,300	310,800	36,300	2,000
15年以上16年未満	371,300	310,800	34,900	
16年以上17年未満	367,300	307,500	33,500	
17年以上18年未満	363,300	304,200	32,100	
18年以上19年未溫	359,300	300,900	30,700	
19年以上20年未溫	355,300	297,600	29,300	
20年以上21年未溫	351,300	294,300	27,900	
21年以上22年未溫	339,000	283,300	27,300	
22年以上23年未溫	324,300	271,300	26,700	
23年以上24年未溫	308,800	258,800	25,700	
24年以上25年未溫	293,300	246,300	25,100	
25年以上26年未溫	277,300	233,800	24,500	
26年以上27年未溫	260,300	218,300	23,900	
27年以上28年未溫	243,300	202,800	23,300	
28年以上29年未溫	226,300	187,300	22,500	
29年以上30年未溫	208,800	171,800	22,200	
30年以上31年未溫	191,300	155,300	21,800	
31年以上32年未溫	173,800	138,800	21,200	
32年以上33年未溫	155,800	122,300	20,300	
33年以上34年未溫	137,300	104,300	19,400	
34年以上35年未溫	118,800	86,300	18,700	

備考

- 期間の区分欄に掲げる期間は、採用の日または第4条各号に掲げる職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項に規定する職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項に規定する職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項に規定する職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号に掲げる職を占める職員を、「2種」とは同項第2号に掲げる職を占める職員をいう。

(特地勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

第4条 特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和46年福井県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、現に受ける給料および扶養手当の月額の合計額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。</p> <p>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員および育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「給料および扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額に福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額および扶養手当の月額の合計額」とする。</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けた給料および扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と</u>現に受ける給料および扶養手当の月額の合計額の<u>2分の1に相当する額と</u>を合計した額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。</p> <p>(1) <u>職員が特地公署に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日</u>（職員がその日前1年以内に当該特地公署に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）</p> <p>(2) <u>職員が特地公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特地公署に該当することとなったとき。その該当することとなった日</u></p> <p>(3) <u>第1号、前号またはこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該特地公署が移転後も引き続き特地公署に該当するとき。当該特地公署の移転の日</u></p> <p>3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務および同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けた給料および」とあるのは「受けた給料の月額を同日における福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額および同日に受けた」とする。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項中「給料および扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは「、給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に</u></p>

(特地勤務手当を支給しない期間)

第4条の2 (略)

(特地勤務手当に準ずる手当の支給等)

第5条 (略)

2 条例第12条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、現に受ける給料および扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料および扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

期間等	支給割合
(略)	(略)

3 育児短時間勤務職員等（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「給料および扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額および扶養手当の月額の合計額」とする。

規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額および扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料および」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額および扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」とする。

(特地勤務手当を支給しない期間)

第4条の2 (略)

(特地勤務手当と地域手当との調整)

第4条の3 条例第10条の2または附則第17項の規定による地域手当が支給される地域に所在する特地公署に勤務する職員（前条の規定により特地勤務手当を支給されない職員を除く。）には、地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

(特地勤務手当に準ずる手当の支給等)

第5条 (略)

2 条例第12条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、異動等の日（職員が同項に規定する異動によりその日前1年以内に在勤していた特地公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条および附則第6項において同じ。）に受けていた給料および扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料および扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額（第6条の4第3項において「上限額」という。）を超えるときは、当該額）とする。

期間等	支給割合
(略)	(略)

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、条例第12条の3第1項に規定する異動または公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料および」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動または公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務

時間で除して得た数で除して得た額および同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、条例第12条の3第1項に規定する異動または公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものの第2項中「給料および扶養手当の月額の合計額に、」とあるのは「、給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額および扶養手当の月額の合計額に、」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、条例第12条の3第1項に規定する異動または公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの第2項中「受けた給料および」とあるのは「受けた給料の月額を同項に規定する異動または公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額および同日に受けた」とする。

4 (略)

(権衡職員の範囲等)

第6条 条例第12条の3第2項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者とする。

4 (略)

(権衡職員の範囲等)

第6条 条例第12条の3第2項に規定する人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条の地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社および公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の土地開発公社

(2) 沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第1条の沖縄振興開発金融公庫

(3) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(4) 公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例（平成13年福井県条例第50号）第2条第1項および第10条の規定に基づき人事委員会規則で定める法人（第1号または前号に該当するものを除く。）

(5) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人（前号に該当するものを除く。）

(6) 前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認める法人

2 条例第12条の3第2項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった職員とする。

3 条例第12条の3第2項に規定する同条第1項の規定による特地勤務手当に

準ずる手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 新たに特地公署または準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、その特地公署または準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前3年以内に、新たに給料表の適用を受ける職員となり、または地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(3)～(5) (略)

3 条例第12条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間および支給額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間および額とする。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署または準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員または前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日または地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項の規定による採用をされた日に特地公署または準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項および第2項（同条第3項および附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。）ならびに附則第7項の規定により支給されることとなる期間および額

(2)～(6) (略)

4 (略)

準ずる手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 新たに特地公署または準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、その特地公署または準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前3年以内に、職員以外の地方公務員、国家公務員もしくは第1項各号に掲げる法人に使用される者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、または地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(3)～(5) (略)

4 条例第12条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間および支給額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間および額とする。

(1) 職員以外の地方公務員、国家公務員または第1項各号に掲げる法人に使用される者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署または準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員または前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日または地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項の規定による採用をされた日に特地公署または準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項および第2項（同条第3項および附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。）ならびに附則第7項の規定により支給されることとなる期間および額

(2)～(6) (略)

5 (略)

（条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の特地勤務手当の月額）

第6条の2 減額支給対象職員（条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員をいう。以下この条から第6条の4までおよび第8条において同じ。）の特地勤務手当の月額は、第4条の規定にかかわらず、同条の規定による特地勤務手当の月額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 第4条第2項各号に定める日に受けっていた給料月額の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」という。）と現に受ける給料月額の2分の1に相当する額（以下この項において「現在における減額基礎額

」という。) を合算した額に支給割合 (同条第1項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。) を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額

(2) 当該職員の第4条第2項各号に定める日に受けている給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該職員の当該定める日に属していた職務の級における当該定める日の最低の号給の給料月額に達しない場合 (以下この項において「勤務することとなった日等に最低号給に達しない場合」という。) であって第4号に掲げる場合以外の場合 当該定める日に受けている給料月額から当該職員の当該定める日に属していた職務の級における当該定める日の最低の号給の給料月額を減じた額の2分の1に相当する額 (以下この項において「勤務することとなった日等に係る特定減額基礎額」という。) に支給割合を乗じて得た額と、現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額を合算した額

(3) 当該職員の現に受ける給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合 (以下この項および第3項において「現在において最低号給に達しない場合」という。) であって次号に掲げる場合以外の場合 勤務することとなった日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額と、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額の2分の1に相当する額 (以下この項において「現在における特定減額基礎額」という。) に支給割合を乗じて得た額を合算した額

(4) 勤務することとなった日等に最低号給に達しない場合であって現在において最低号給に達しない場合 勤務することとなった日等に係る特定減額基礎額と現在における特定減額基礎額を合算した額に支給割合を乗じて得た額

2 減額支給対象職員であって、前項 (第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定による特地勤務手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当の月額は、第4条および前項の規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3 前項の減額支給対象職員上限額は、現に受ける給料および扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額から、現に受ける給料月額に100分の25を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額 (現在において最低号給に達しない場合にあっては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に100分の25を乗じて得た額) を減じた額とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第1項および第3項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、第4条第2項各号に定める日

において育児短時間勤務職員等であったもの 第1項第1号中「の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」）とあるのは「を当該定める日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「勤務することとなった日等に係る算出率」という。）で除して得た額の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」とと、同項第2号中「給料月額に100分の99.1」とあるのは「給料月額を勤務することとなった日等に係る算出率で除して得た額に100分の99.1」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額を勤務することとなった日等に係る算出率で除して得た額から」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第4条第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第1項第1号中「の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」）とあるのは「に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項および第3項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」とと、同項第2号中「給料月額に100分の99.1」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に100分の99.1」と、「給料月額に達しない」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を」と、同項第3号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額」と、第3項中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第4条第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 第1項第1号中「の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」）とあるのは「を当該定める日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「勤務することとなった日等に係る算出率」という。）で除して得た額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項および第3項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」とと、同項第2号中「給料月額に100分の99.1」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を」と、同項第3号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額」と、第3項中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額」とする。

等に係る減額基礎額」と、同項第2号中「給料月額に100分の99.1」とあるのは「給料月額を勤務することとなった日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に100分の99.1」と、「給料月額に達しない」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額を勤務することとなった日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を」と、同項第3号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額」と、第3項中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額」とする。

(条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読み替え)

第6条の3 減額支給対象職員に対する第4条の2の規定の適用については、「地域手当の額」とあるのは、「地域手当の額から当該地域手当に係る条例附則第17項第2号に定める額に相当する額を減じた額」とする。

(条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)

第6条の4 減額支給対象職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、第5条第2項および第3項ならびに第6条第4項の規定にかかわらず、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額から、第5条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)または第6条第4項に規定する日(以下この条において「異動の日等」という。)に受けている給料月額に支給割合(第5条第2項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。)を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額(異動の日等に受けている給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該職員の異動の日等に属していた職務の級における異動の日等の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、異動の日等に受けている給料月額から当該最低の号給の給料月額を減じた額に支給割合を乗じて得た額)に相当する額を減じた額とする。

2 減額支給対象職員であって、第5条第2項および第3項もしくは第6条第4項または前項(第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、これらの規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3 前項の減額支給対象職員上限額は、上限額から、現に受ける給料月額に100分の6を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額(当該職員の現に受ける給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、現に受ける

給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に100分の6を乗じて得た額)を減じた額とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第1項および第3項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、異動の日等において育児短時間勤務職員等であったもの 第1項中「給料月額に支給割合」とあるのは「給料月額を異動の日等における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。)で除して得た額に支給割合」と、「給料月額に100分の99.1」とあるのは「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に100分の99.1」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額から」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第1項中「給料月額に支給割合」とあるのは「給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項および第3項において「現在における算出率」という。)を乗じて得た額に支給割合」と、「給料月額に100分の99.1」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に100分の99.1」と、「給料月額に達しない」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を」と、第3項中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、異動の日等において育児短時間勤務職員等であったもの 第1項中「給料月額に支給割合」とあるのは「給料月額を異動の日等における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。)で除して得た額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項および第3項において「現在における算出率」という。)を乗じて得た額に支給割合」と、「給料月額に100分の99.1」とあるのは「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に100分の99.1」と、「給料月額に達しない」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額」と乗じて得た額に現在における算出率を乗じて得た額を乗じて得た額」とする。

<p>(特地勤務手当等の支給方法)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>じて得た額に達しない」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を」と、第3項中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額」とする。</p> <p>(特地勤務手当等の支給方法)</p> <p>第7条 (略)</p>
--------------------------------------	--

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和50年福井県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 次条第2号に定める校務を分掌する教員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務および同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項または第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 次条第1号に定める校務を分掌する教員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務および同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項または第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に、3,000円（2人以上の教員が1以上の学級（次条第1号の学級をいう。）を担任する場合であ</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務および同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項または第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

つて、当該教員数が当該学級数を超えるときは、3,000円に、当該学級数を当該教員数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））を加算した額とする。

3 条例附則第34項の規定は、前項の規定により加算した額には適用しない。

第4条の2 義務教育等教員特別手当は、次の各号の校務の種類に応じて支給する。

(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校および高等学校の学級に限る。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81号第2項および第3項に規定する特別支援学級を除く。）を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

（支給方法）

第5条（略）

（支給方法）

第5条（略）

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

教育職給料表（2）の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1	1,300	1,400	3,400	5,100
	2	1,300	1,400	3,400	5,100
	3	1,300	1,400	3,400	5,100
	4	1,300	1,400	3,400	5,100
	5	1,300	1,600	3,500	5,200
	6	1,300	1,600	3,500	5,200
	7	1,300	1,600	3,500	5,200
	8	1,300	1,600	3,500	5,200
	9	1,400	1,700	3,600	5,300
	10	1,400	1,700	3,600	5,300
	11	1,400	1,700	3,600	5,300
	12	1,400	1,700	3,600	5,300
	13	1,500	1,700	3,800	5,400
	14	1,500	1,700	3,800	5,400
	15	1,500	1,700	3,800	5,400
	16	1,500	1,700	3,800	5,400
	17	1,600	1,800	3,800	5,500
	18	1,600	1,800	3,800	5,500
	19	1,600	1,800	3,800	5,500
	20	1,600	1,800	3,800	5,500
	21	1,700	1,900	4,000	5,600
	22	1,700	1,900	4,000	5,600
	23	1,700	1,900	4,000	5,600
	24	1,700	1,900	4,000	5,600
	25	1,800	2,000	4,100	5,600
	26	1,800	2,000	4,100	5,600
定年以前	27	1,800	2,000	4,100	5,600
再任用	28	1,800	2,000	4,100	5,600
短時間	29	1,900	2,100	4,100	5,600
勤務	30	1,900	2,100	4,100	5,600
職員	31	1,900	2,100	4,100	5,600
以外の職員	32	1,900	2,100	4,100	5,600
	33	1,900	2,200	4,200	5,600
	34	1,900	2,200	4,200	
	35	1,900	2,200	4,200	
	36	1,900	2,200	4,200	

37	2,000	2,300	4,400
38	2,000	2,300	4,400
39	2,000	2,300	4,400
40	2,000	2,300	4,400
41	2,200	2,400	4,400
42	2,200	2,400	4,400
43	2,200	2,400	4,400
44	2,200	2,400	4,400
45	2,200	2,600	4,600
46	2,200	2,600	4,600
47	2,200	2,600	4,600
48	2,200	2,600	4,600
49	2,300	2,600	4,700
50	2,300	2,600	4,700
51	2,300	2,600	4,700
52	2,300	2,600	4,700
53	2,400	2,800	4,700
54	2,400	2,800	4,700
55	2,400	2,800	4,700
56	2,400	2,800	4,700
57	2,400	3,000	4,800
58	2,400	3,000	4,800
59	2,400	3,000	4,800
60	2,400	3,000	4,800
61	2,500	3,200	4,900
62	2,500	3,200	4,900
63	2,500	3,200	4,900
64	2,500	3,200	4,900
65	2,600	3,300	5,000
66	2,600	3,300	5,000
67	2,600	3,300	5,000
68	2,600	3,300	5,000
69	2,600	3,400	5,100
70	2,600	3,400	5,100
71	2,600	3,400	5,100
72	2,600	3,400	5,100
73	2,700	3,500	5,100
74	2,700	3,500	5,100
75	2,700	3,500	5,100
76	2,700	3,500	5,100
77	2,800	3,700	5,200
78	2,800	3,700	5,200

79	2,800	3,700	5,200				121	3,300	4,600
80	2,800	3,700	5,200				122	3,300	4,600
81	2,800	3,800	5,200				123	3,300	4,600
82	2,800	3,800	5,200				124	3,300	4,600
83	2,800	3,800	5,200				125	3,300	4,700
84	2,800	3,800	5,200				126		4,700
85	2,800	3,800	5,200				127		4,700
86	2,800	3,800	5,200				128		4,700
87	2,800	3,800	5,200				129		4,700
88	2,800	3,800	5,200				130		4,700
89	2,900	3,900	5,200				131		4,700
90	2,900	3,900	5,200				132		4,700
91	2,900	3,900	5,200				133		4,700
92	2,900	3,900	5,200				134		4,700
93	3,000	4,000	5,200				135		4,700
94	3,000	4,000					136		4,700
95	3,000	4,000					137		4,700
96	3,000	4,000					138		4,700
97	3,100	4,100					139		4,700
98	3,100	4,100					140		4,700
99	3,100	4,100					141		4,700
100	3,100	4,100					142		4,700
101	3,100	4,200					143		4,700
102	3,100	4,200					144		4,700
103	3,100	4,200					145		4,800
104	3,100	4,200					146		4,800
105	3,200	4,300					147		4,800
106	3,200	4,300					148		4,800
107	3,200	4,300					149		4,900
108	3,200	4,300					150		4,900
109	3,200	4,400					151		4,900
110	3,200	4,400					152		4,900
111	3,200	4,400					153		4,900
112	3,200	4,400					154		4,900
113	3,200	4,400					155		4,900
114	3,200	4,400					156		4,900
115	3,200	4,400					157		4,900
116	3,200	4,400					158		4,900
117	3,300	4,500					159		4,900
118	3,300	4,500					160		4,900
119	3,300	4,500					161		4,900
120	3,300	4,500					162		4,900

	163		4,900		
	164		4,900		
	165		4,900		
定 年 前					
再 任 用					
短 時 間	2,200	2,600	3,500	4,400	
勤 務					
職 員					

別表第2 (第4条関係)
教育職給料表(1)の適用を受ける者

職 員 の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	1,300	1,700	4,000	5,100
	2	1,300	1,700	4,000	5,100
	3	1,300	1,700	4,000	5,100
	4	1,300	1,700	4,000	5,100
	5	1,300	1,800	4,100	5,200
	6	1,300	1,800	4,100	5,200
	7	1,300	1,800	4,100	5,200
	8	1,300	1,800	4,100	5,200
	9	1,400	1,900	4,100	5,300
	10	1,400	1,900	4,100	5,300
	11	1,400	1,900	4,100	5,300
	12	1,400	1,900	4,100	5,300
	13	1,500	2,000	4,200	5,400
	14	1,500	2,000	4,200	5,400
	15	1,500	2,000	4,200	5,400
	16	1,500	2,000	4,200	5,400
	17	1,600	2,100	4,400	5,500
	18	1,600	2,100	4,400	5,500
	19	1,600	2,100	4,400	5,500
	20	1,600	2,100	4,400	5,500
	21	1,700	2,200	4,400	5,600
	22	1,700	2,200	4,400	5,600
	23	1,700	2,200	4,400	5,600
	24	1,700	2,200	4,400	5,600
	25	1,800	2,300	4,600	5,600
	26	1,800	2,300	4,600	5,600
定 年 前	27	1,800	2,300	4,600	5,600
再 任 用	28	1,800	2,300	4,600	5,600
短 時 間	29	1,900	2,400	4,700	5,600
勤 務	30	1,900	2,400	4,700	5,600
職 員	31	1,900	2,400	4,700	5,600
以 外 の	32	1,900	2,400	4,700	5,600
職 員	33	1,900	2,600	4,700	5,600
	34	1,900	2,600	4,700	
	35	1,900	2,600	4,700	
	36	1,900	2,600	4,700	

	37	2,000	2,600	4,800			78	2,800	3,900		
	38	2,000	2,600	4,800			79	2,800	3,900		
	39	2,000	2,600	4,800			80	2,800	3,900		
	40	2,000	2,600	4,800			81	2,800	4,000		
	41	2,200	2,800	4,900			82	2,800	4,000		
	42	2,200	2,800	4,900			83	2,800	4,000		
	43	2,200	2,800	4,900			84	2,800	4,000		
	44	2,200	2,800	4,900			85	2,800	4,100		
	45	2,200	3,000	5,000			86	2,800	4,100		
	46	2,200	3,000	5,000			87	2,800	4,100		
	47	2,200	3,000	5,000			88	2,800	4,100		
	48	2,200	3,000	5,000			89	2,900	4,200		
	49	2,300	3,200	5,100			90	2,900	4,200		
	50	2,300	3,200	5,100			91	2,900	4,200		
	51	2,300	3,200	5,100			92	2,900	4,200		
	52	2,300	3,200	5,100			93	3,000	4,300		
	53	2,400	3,300	5,100			94	3,000	4,300		
	54	2,400	3,300	5,100			95	3,000	4,300		
	55	2,400	3,300	5,100			96	3,000	4,300		
	56	2,400	3,300	5,100			97	3,100	4,400		
	57	2,400	3,400	5,200			98	3,100	4,400		
	58	2,400	3,400	5,200			99	3,100	4,400		
	59	2,400	3,400	5,200			100	3,100	4,400		
	60	2,400	3,400	5,200			101	3,100	4,400		
	61	2,500	3,500	5,200			102	3,100	4,400		
	62	2,500	3,500	5,200			103	3,100	4,400		
	63	2,500	3,500	5,200			104	3,100	4,400		
	64	2,500	3,500	5,200			105	3,200	4,500		
	65	2,600	3,700	5,200			106	3,200	4,500		
	66	2,600	3,700	5,200			107	3,200	4,500		
	67	2,600	3,700	5,200			108	3,200	4,500		
	68	2,600	3,700	5,200			109	3,200	4,600		
	69	2,600	3,800	5,200			110	3,200	4,600		
	70	2,600	3,800	5,200			111	3,200	4,600		
	71	2,600	3,800	5,200			112	3,200	4,600		
	72	2,600	3,800	5,200			113	3,200	4,700		
	73	2,700	3,800	5,200			114	3,200	4,700		
	74	2,700	3,800				115	3,200	4,700		
	75	2,700	3,800				116	3,200	4,700		
	76	2,700	3,800				117	3,300	4,700		
	77	2,800	3,900				118	3,300	4,700		

	119	3,300	4,700			
	120	3,300	4,700			
	121	3,300	4,700			
	122	3,300	4,700			
	123	3,300	4,700			
	124	3,300	4,700			
	125	3,300	4,700			
	126	3,300	4,700			
	127	3,300	4,700			
	128	3,300	4,700			
	129	3,400	4,700			
	130	3,400	4,700			
	131	3,400	4,700			
	132	3,400	4,700			
	133	3,400	4,800			
	134	3,400	4,800			
	135	3,400	4,800			
	136	3,400	4,800			
	137	3,400	4,900			
	138	3,400	4,900			
	139	3,400	4,900			
	140	3,400	4,900			
	141	3,500	4,900			
	142	3,500	4,900			
	143	3,500	4,900			
	144	3,500	4,900			
	145	3,500	4,900			
	146	3,500	4,900			
	147	3,500	4,900			
	148	3,500	4,900			
	149	3,500	4,900			
	150	3,500	4,900			
	151	3,500	4,900			
	152	3,500	4,900			
	153	3,500	4,900			
定年 再任 短時 勤務 職員	前用 時間	2,200	2,600	3,500	4,400	

(管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年福井県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 条例第19条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前条第4号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給または給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 ア 6号給および任期付研究員条例<u>第5条第5項</u>の規定による給料月額 1万2,000円 イ～エ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 条例第19条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前条第4号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給または給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 ア 6号給および任期付研究員条例<u>第5条第4項</u>の規定による給料月額 1万2,000円 イ～エ (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定（福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則第25条第2項第1号の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定および第26条第7項を削る改正規定を除く。）および第5条の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定（福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則第25条第2項第1号の改正規定および同条の次に1条を加える改正規定に限る。）は令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則第26条、第3条の規定による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則、第4条の規定による改正後の特地勤務手当等の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。